

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月28日

京都市教育委員会

委員長 田中 田鶴子

京都市教育委員会規則第10号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書を削り、同項第1号ア中「4,300円」を「3,700円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、4,300円）」に改め、同号イ中「5,150円」を「4,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、5,150円）」に改め、同号ウ中「5,500円」を「4,700円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、5,500円）」に改め、同号エ中「6,800円」を「5,850円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、6,800円）」に改め、同号オ中「8,000円」を「6,850円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、8,000円）」に改め、同項第2号ア中「3,900円」を「3,350円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,900円）」に改め、同号イ中「4,550円」を「3,900円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、4,550円）」に改め、同号ウ中「5,150円」を「4,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、5,150円）」に改め、同項第3号ア中「3,550円」を「3,050円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,550円）」に改め、同号イ中「3,900円」を「3,350円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,900円）」に改め、同号ウ中「4,000円」を「3,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、4,000円）」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月29日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)